

## やまがた緑環境税【県税】と森林環境譲与税【国税】の違い

資料3-1

項 目	やまがた緑環境税【県】	森林環境譲与税【国】																		
目 的	やまがた緑環境税条例（平成19年4月1日施行） 第1条（目的） 森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の 公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年4月1日 施行） 第1条（趣旨） 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及 び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財 源に充てる																		
事業主体	●県	○市町村、●県																		
金額規模	●県：約7億4千万円	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年度</td> <td style="text-align: center;">○市町村分</td> <td style="text-align: center;">●山形県分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R1～R3</td> <td style="text-align: center;">約2.1億円/年</td> <td style="text-align: center;">約5千万円/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R4～R6</td> <td style="text-align: center;">約3.2億円/年</td> <td style="text-align: center;">約8千万円/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R7～R10</td> <td style="text-align: center;">約4.7億円/年</td> <td style="text-align: center;">約8千万円/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R11～R14</td> <td style="text-align: center;">約6.0億円/年</td> <td style="text-align: center;">約8千万円/年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R15～</td> <td style="text-align: center;">約7.3億円/年</td> <td style="text-align: center;">約8千万円/年</td> </tr> </table>	年度	○市町村分	●山形県分	R1～R3	約2.1億円/年	約5千万円/年	R4～R6	約3.2億円/年	約8千万円/年	R7～R10	約4.7億円/年	約8千万円/年	R11～R14	約6.0億円/年	約8千万円/年	R15～	約7.3億円/年	約8千万円/年
年度	○市町村分	●山形県分																		
R1～R3	約2.1億円/年	約5千万円/年																		
R4～R6	約3.2億円/年	約8千万円/年																		
R7～R10	約4.7億円/年	約8千万円/年																		
R11～R14	約6.0億円/年	約8千万円/年																		
R15～	約7.3億円/年	約8千万円/年																		
徴収方法及び税額	県民税均等割（住民税の納税者に課税） 個人：1,000円/年 法人：資本金に応じ2千円から8万円	県民税均等割（住民税の納税者に課税） 個人：1,000円/年（徴収R6～、譲与R1～）																		
主 使 途	●県 ハード事業（約5億7千万円） ・ 荒廃森林の整備 ・ 森林資源循環利用の促進 ソフト事業（約1億7千万円） ・ 市町村や地域住民等が行う森づくり活動等への支援 ・ 森林・自然環境学習の推進、各種体験イベントの開催等	○市町村 ・ 森林の整備に関する施策等 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>当面、人材の育成・確保とともに、新たな森林管理システム の準備（意向調査の準備（森林状況の把握、対象森林の 抽出、優先順位の決定））、意向調査、境界明確化</td> </tr> </table> ●県 ・ 市町村が実施する施策の支援	{	当面、人材の育成・確保とともに、新たな森林管理システム の準備（意向調査の準備（森林状況の把握、対象森林の 抽出、優先順位の決定））、意向調査、境界明確化																
{	当面、人材の育成・確保とともに、新たな森林管理システム の準備（意向調査の準備（森林状況の把握、対象森林の 抽出、優先順位の決定））、意向調査、境界明確化																			

- ※1 当初、政府が示す森林環境譲与税の使途に関するガイドラインを基に、両税の使途を整理する予定であったが、ガイドラインが提示されなかったため、市町村の譲与税を活用した個別具体的な施策の検討はこれからとなる。県では、国の指導に基づき、市町村に対し、当面の間、譲与税は新たな森林管理システムの運用とシステムに基づく森林管理に優先して充当し、既存事業に振り替えないよう指導しており、両税の使途が重複しないよう整理している。
- ※2 荒廃の恐れのある森林は未だに約12万ha（内人工林：約3万ha）存在していることから、やまがた緑環境税と森林環境譲与税を効果的に活用して、森林整備を進める必要がある。
- ※3 今後、市町村における新たな森林管理システムの取組み状況（森林環境譲与税の使途）を見ながら、「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において両税の使途を再整理していく。